

東京都食品安全推進計画の改定について
＜答申（案）の中間まとめ＞

令和7年8月
東京都食品安全審議会

目 次

はじめに	1
第1章 東京都食品安全推進計画の改定にあたっての考え方	2
第1節 推進計画の基本的事項	3
第2節 食品の安全に係る課題と施策推進の方向性	5
第2章 食品の安全確保のための施策	10
第1節 施策の体系化	10
第2節 基本施策	11
第3節 重点施策	22
第3章 推進計画に掲げる施策の実施に向けた考え方	34
第1節 施策の推進体制	34
第2節 施策の実施と計画の見直し	34

はじめに

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな食生活を送るための基礎をなすものであり、食品の大消費地である東京において重要な課題の一つである。

東京都（以下「都」という。）は、東京都食品安全条例（以下「食品安全条例」という。）に基づき東京都食品安全推進計画（以下「推進計画」という。）を策定し、総合的・計画的に食品安全行政を進めている。

今般、東京都食品安全審議会（以下「審議会」という。）は、現行の推進計画が令和7年度をもって計画期間終了となるため、令和7年1月29日付で推進計画の改定について、知事から諮問を受け、審議を行うこととなった。

食品の安全確保に関する課題は、新たなリスクの顕在化や、より高度な製造技術の進展など、食品安全を取り巻く国内外の諸状況や社会全体で急速に進展する情報化の大きな流れの中で、常に変化を続けている。こうした状況変化を踏まえながら、現在の課題に的確に対応していくため、審議会及びその下に設置された部会では、食品安全条例の目的、基本理念等を念頭に、計画改定の考え方、次期計画の具体的な内容等について、検討を行ってきた。

本報告は、これまでの検討内容を「答申（案）の中間まとめ」としてとりまとめたものである。

第1章 東京都食品安全推進計画改定にあたっての考え方

都は、平成17年3月に推進計画を策定し、その後原則として5年ごとに、その時々の食品安全をめぐる重要課題に対処するため、推進計画を改定し、生産から消費に至る各段階で、関係各局の連携のもと、全庁横断的に食品の安全確保に関する施策を推進してきた。

また、都は、推進計画に基づき、食品安全に関する施策を総合的に取り組むとともに、重点的に取り組むべき施策については、その進捗状況を毎年、審議会に報告するなど、広く都民に公表し、施策を着実に推進してきた。

一方、全国的な新型コロナウイルス感染症収束後の社会経済活動の回復に伴い食中毒発生件数は増加傾向にあり、その食中毒発生の原因については、基本的な衛生管理の不備に起因することが示唆される事例が散見されるようになっている。さらに、令和6年3月末には紅麹を含む健康食品による全国的な健康被害が明らかになった事例が発生するなど、食品の安全確保に関する施策の更なる充実が求められている。

今回、推進計画を改定するにあたっては、食品安全条例の基本理念のもと、推進計画に基づき取り組んできた全庁的な施策の継続を基本としつつ、令和3年以降に生じた食品安全をめぐる課題を整理し、都における食品の安全確保に関する施策をより一層推進していく必要がある。

第1節 推進計画の基本的事項

1 食品安全条例と推進計画の関係

食品安全条例第7条に基づき推進計画を策定する。

東京都食品安全条例

第7条 知事は、食品の安全の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、東京都食品安全推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食品の安全の確保に関する施策の方向
- 二 前号に掲げるもののほか、食品の安全の確保に関する重要事項

2 推進計画の基本的視点

食品安全条例は、食品の安全を確保することにより、「現在及び将来の都民の健康保護を図ること」を目的とし、「事業者責任を基礎とする安全確保」、「最新の科学的知見に基づく安全確保」及び「都、都民、事業者の相互理解と協力に基づく安全確保」という三つの基本理念を掲げている。

都は、条例の目的と基本理念を踏まえ、食品安全をめぐる課題解決を図るための羅針盤として推進計画を策定すべきである。

3 推進計画の構成

推進計画は、食品安全条例の基本理念と計画に関する規定を踏まえ、次の三つの事項で構成する。

（1）生産から消費に至る食品の安全確保施策の総合的な体系（基本施策）

食品の生産から消費に至る各段階における食品の安全確保のための諸施策を「基本施策」と位置づけ、2の推進計画の基本的視点により、総合的に体系化し、都民に明らかにする。法や条例に基づく施策、都独自の施策などを含め、都の施策の全体像を示す。

（2）重点的に取り組むべき施策（重点施策）

食品の安全確保を図る施策は、継続的かつ着実に実施すべきものであるが、その中でも特に迅速かつ的確に取り組む必要のある課題へ対応する施策については、「重点施策」と位置づけ、具体的な取組内容を都民や事業者に明らかにすることで、関係者の協力を得ながら、施策のより効果的な推進を図る。

（3）推進計画に掲げる施策の実施に向けた考え方

都民や事業者の意見を反映し、関係者の相互理解のもとに施策を効果的に実施するため、施策の推進体制と進行管理の方法を示す。

4 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

第2節 食品の安全に係る課題と施策推進の方向性

推進計画の改定にあたっては、食中毒予防対策、HACCPへの取組支援、輸入食品対策等、これまでの取組を継続する必要がある課題が多数存在することを基本としつつ、新たな課題への対応も勘案する必要がある。

これらのことと踏まえ、現行の推進計画の体系である「3つの施策の柱と施策の基盤」を維持するとともに、この体系の下で諸課題をあらためて整理し、今後の施策の方向性を定めるものとする。

施策の柱1 食を取り巻く環境の変化に対応する自主的な取組の推進

1 課題

(1) 食品の安全確保は、事業者の責務であり、健康被害の発生を未然に防止するためには、生産から消費に至る各段階で確実な安全対策がとられることが重要である。

(2) 農産物の安全確保は、生鮮食品としてだけでなく、農産物を原料として使用する加工食品の安全確保を図る上でも特に重要である。異物混入や農薬の不適切な使用などの食品安全に関するリスクのほか、農業を行う上で発生する様々なリスクにも適切に対応し、農産物の安全性を高めるための取組が必要である。

(3) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い人流抑制策等が取られた結果、食中毒の発生件数の減少や、食品のテイクアウト・デリバリーの普及が見られた。

いわゆるアフターコロナにおいては、社会経済活動の活発化に伴い食中毒の発生件数が増加傾向に転じ、基本的衛生管理の不徹底に起因する事例が散見されるようになった。また、テイクアウト・デリバリーは、社会に広く定着した。

さらに、国際的なSDGsの機運上昇に伴い、国は、食品ロスを半減させる目標を掲げ、その達成のために「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」を令和6年12月に策定した。飲食店等における食べ残しの持ち帰り増加による食中毒発生リスクの増大の可能性といった新たな課題が発生している。

食品の安全確保のためには、食品の供給者である事業者が、自らGAPやHACCPなどの安全管理を適切に実施し、食中毒等による健康被害の発生防止に向けた取組をより一層推進させることが必要である。

2 対応

- (1) 農業者が国際水準に準拠した安全管理を適切に実施するための取組として、新東京都GAP認証の普及を図る。
- (2) 食品等事業者が安全管理を適切に実施するための取組として、HACCPに沿った衛生管理の着実な導入及び定着を図る。
- (3) 食べ残しの持ち帰りを実施する飲食店等の食中毒予防対策等、多様化する食提供に対応するため、事故発生防止に必要な対策の周知徹底等を図る。

施策の柱2 情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進

1 課題

- (1) 都は、食品の安全に関する先行的調査を行い、最新の科学的知見を集積している。また、国においても、厚生労働科学研究により、最新の科学的知見が集積されている。このような調査研究の成果を正しく理解し、より的確に食品の安全確保対策に繋げていくために、専門家による情報の分析・評価が必要である。
- (2) 行政によるQOSの向上や効率的な監視指導体制の実現のため、情報技術をより一層活用する必要がある。
- (3) 我が国の食料自給率はカロリーベースで38%（令和5年度）であり、国内で消費される食料の多くを様々な国からの輸入に依存している。東京は、輸入食品の流通の中核であり、都における輸入食品の安全確保は、都内だけでなく国内全体の安全確保に繋がることから、輸入食品の対策が必要である。
- (4) 令和6年3月の紅麹を含む健康食品による健康被害事例の発生を踏まえ、健康食品による健康被害の未然防止や拡大防止に向けた取組をより一層推進していく必要がある。
- (5) 国において食品表示制度の見直しが進められている中、食品に対する

安心・信頼を確保するためにも、事業者は表示制度の改正に的確に対応する必要がある。

- (6) 広域・大規模に流通する食品による食中毒の発生時には、国、他自治体など多くの関係機関と連携し、被害拡大防止を図る必要がある。

2 対応

- (1) 食品安全情報評価委員会において、各種情報を分析・評価し、最新の科学的情見に基づいた対策を実施する。
- (2) 生産から販売までの各段階における監視指導を効率的に実施するため、食品安全対策に係る監視指導のDXを推進する。
- (3) 輸入事業者の監視指導や輸入食品の検査など、輸入食品の安全対策を実施する。
- (4) 健康食品による健康被害情報の収集体制の拡充や検査・分析体制の確保など、健康食品対策を強化する。
- (5) 食品表示制度について、相談・監視指導、講習会等を通じて、食品表示制度の周知等を行うとともに、適正な食品表示を実施するための人材育成を推進する。
- (6) 広域的・大規模な食中毒発生時に関係機関と連携し、迅速・的確に被害防止を図るために、大規模食中毒を想定した訓練の実施や広域連携協議会等の活用により、平時から関係機関の連携体制の確保を図る。

施策の柱3 関係者による相互理解と食の安全に関する情報発信の推進

1 課題

- (1) 令和4年、都が実施した実態調査では、半数以上の都民が食肉を生・半生で喫食した経験があるほか、調査対象の飲食店の概ね半数が加熱不十分の食肉料理を提供していることが判明するなど、都民や事業者が加熱不十分な食肉のリスクを十分に理解していない可能性が考えられた。食品の安全確保のため、都民、事業者及び行政によるリスクコミュニケーションを一層活発に行う必要がある。

(2) 食物アレルギーは、アナフィラキシーショックを引き起こすこともあるなど、健康へのリスクは高い。発症時の対応やアレルゲンの適切な表示、アレルギー物質の混入防止など、様々な取組が必要であり、総合的に対策を進める必要がある。

2 対応

- (1) 都民、事業者及び行政間の情報や意見交換を一層推進していく。
- (2) 食物アレルギー対策について、関係各局が連携し、関係者の理解と協力を得ながら対策を進めていく。

施策の基盤 安全を確保する施策の基盤づくり

1 課題

政府地震調査研究推進本部によると、今後30年以内に70%の確率で、M7クラスの首都直下地震が発生すると予測されている。

また、東京都防災会議が令和4年5月にとりまとめた「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、M7クラスの首都直下地震が発生した場合、最大で上水道の断水率が約26%、復旧が概ね完了するのは約17日後になると想定されている。

災害発生時の限られたインフラ環境において、食中毒予防対策を図ることができる人材の確保が必要である。

2 対応

災害時における食中毒予防対策にあたる職員向けのマニュアルを整備し、訓練を実施することで、災害発生時に迅速・適切に食品衛生対策を実行できる人材の育成を推進する。

第2章 食品の安全確保のための施策

第1節 施策の体系化

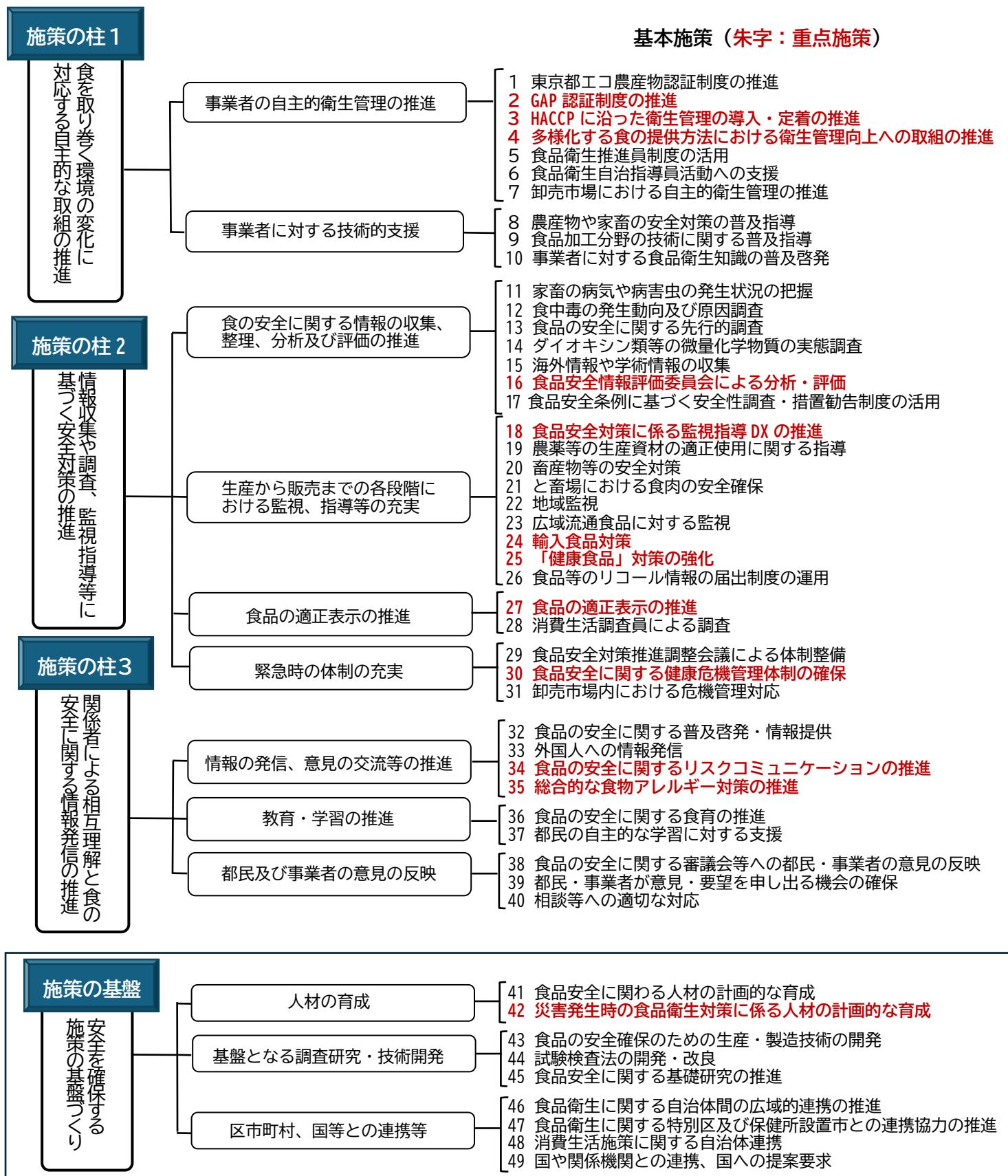
第1章において、現行の推進計画の体系である「3つの施策の柱と施策の基盤」維持するとともに、この体系の下で諸課題をあらためて整理し、今後の施策推進の方向性を示した。

こうした方向性を踏まえ、推進計画を総合的に実施するため、施策を体系化し、今後進めるべき都の取組の全体像を都民に分かりやすく示すことが重要である。

「施策の柱」及び「施策の基盤」に基づいて、生産から消費に至る各段階で、都の関係各局が推進している食品安全確保施策を「基本施策」とし、「基本施策」を関係各局が連携して着実に実施することにより、食品の安全確保を図っていくべきである。

「都における食品安全確保の総合的な体系」を次ページに示すとともに、「基本施策」及び「重点施策」の詳細をそれぞれ第2節及び第3節に示す。

都における食品安全確保施策の総合的な体系



第2節 基本施策

食品の生産から消費に至る各段階における食品の安全確保のための諸施策について、以下のとおりとりまとめた。

施策の柱1 食を取り巻く環境の変化に対応する自主的な取組の推進

1－1 事業者の自主的衛生管理の推進

食品の生産から販売にいたる各段階で、食品の安全確保に向けた、事業者の自主的な取組を一層促進するための施策

No	施策	概要
1	東京都エコ農産物認証制度の推進 (産業労働局)	都心部において東京都エコ農産物等の情報発信及びPR販売を実施する。 また、認証者への生産及び販売の支援を強化する。
2	GAP認証制度の推進 (産業労働局) 【重点施策1】	GAPセミナーの開催や認証取得・維持に向けた環境整備の支援等により、生産者におけるGAPの取組を推進するとともに、PR冊子、ホームページなどにより消費者の認知度向上を図る。 また、GAP認証農産物の小売店における販売、農園ツアーや開催などによりGAP認証農産物の流通拡大を支援する。
3	HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進 (保健医療局) 【重点施策2】	HACCPに沿った衛生管理について、食品等事業者に対する導入支援及び定着支援を行う。 また、HACCPに沿った衛生管理の定着を効果的に進めるための人材育成を行う。
4	多様化する食の提供方法における衛生管理向上への取組の推進 (保健医療局) 【重点施策3】	子ども食堂等のボランティア給食に対する衛生管理に関する助言を行う。また、テイクアウト・デリバリーや食べ残しの持ち帰りを実施する飲食店等に対して、衛生的な取扱い等に関する情報提供や監視指導を行う。
5	食品衛生推進員制度の活用 (保健医療局)	食品衛生推進員に対して、講習会を開催するなど最新の情報を提供する。また、保健所等が実施する普及啓発活動への協力や巡回指導などにより、地域の衛生水準の向上を図る。
6	食品衛生自治指導員活動への支援 (保健医療局)	事業者団体が実施している食品衛生自治指導員の巡回指導活動による事業者への指導・助言が、より適切に行われるよう、自治指導員に対する衛生教育などの支援を行う。

7	卸売市場における自主的衛生管理の推進 (中央卸売市場)	市場内における食の安全確保に関する取組の推進者として設置した安全・品質管理者を活用し、法違反品や自主回収品など食の安全に係る情報を各市場に確実に周知する。安全・品質管理者に対する研修や情報伝達訓練などを実施し、市場関係者の衛生意識の向上を図る。 品質・衛生管理マニュアルを活用し、HACCPに沿った衛生管理の推進を図る。
---	--------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

1－2 事業者に対する技術的支援

事業者に対して、食品の生産・加工技術や、法令に関する情報提供等を行うことにより、食品の安全確保の技術水準向上を図るための施策

No	施策	概要
8	農産物や家畜の安全対策の普及指導 (産業労働局)	講習会やセミナーの開催により農産物の安全対策の普及を図る。 国内外の家畜の伝染性疾病情報や家畜の衛生管理に関する情報を掲載した広報誌などにより情報提供を実施する。
9	食品加工分野の技術に関する普及指導 (産業労働局)	食品加工等に関する技術相談、依頼試験、機器利用、技術セミナー・講習会などの各種支援や研究成果発表などの情報発信により、食品の安全確保のための技術水準の向上を図る。
10	事業者に対する食品衛生知識の普及啓発 (保健医療局)	食品等事業者や食品衛生責任者などに対して、衛生講習会の開催やWebコンテンツの提供などにより食品衛生に関する最新の知識を付与する。

施策の柱2 情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進

2-1 食の安全に関する情報の収集、整理、分析及び評価の推進

食品の安全に関する様々な情報を幅広く収集し、その結果を監視指導に生かすなど、健康被害を未然に防止する施策

No	施策	概要
11	家畜の病気や病害虫の発生状況の把握 (産業労働局)	家畜伝染病の診断や各種家畜疾病の原因究明のための臨床検査やウイルス、細菌、病理、生化学等の専門的な検査を実施する。 良質で安全な農産物の安定生産を支援するため、病害虫の発生時期や発生量などの変動について、予察灯などを利用した調査を実施し、発生予察情報を作成・提供する。
12	食中毒の発生動向及び原因調査 (保健医療局)	腸管出血性大腸菌及びサルモネラの散発患者や無症状病原体保有者の調査等、散発型集団発生食中毒の早期発見や発生原因究明などのため、保菌者検索事業を実施する。また、ノロウイルスについて、無症状病原体保有者に対して感染原因や体内からの消長についての調査を実施する。 保健所を設置する自治体である特別区、八王子市及び町田市との連携を推進し、速やかな食中毒関連情報の収集、解析に努め、食中毒による健康被害の未然防止・拡大防止を図る。
13	食品の安全に関する先行的調査 (保健医療局)	国内外の最新情報を広く収集、整理することにより、課題を発掘し、先行的な実態調査や効果的な監視手法の検討を実施する。また、ホームページ等により調査結果を公表する。
14	ダイオキシン類等の微量元素の実態調査 (保健医療局、環境局)	実態調査を継続的に実施し、調査結果について、東京都環境保健対策専門委員会化学物質保健対策分科会において評価を実施する。 ○東京都湾産魚介類を対象としたダイオキシン類等の含有量調査 ○水銀やP C Bなどの有害化学物質の魚介類等の汚染実態調査 ○トータルダイエットスタディによる食事由来の化学物質等摂取量推計調査
15	海外情報や学術情報の収集 (保健医療局)	インターネット、海外の専門誌、各種学会誌等を定期的に調査し、海外の食品等の事件・事故や学会における研究発表など食品の安全に関する最新の情報を収集する。

16	食品安全情報評価委員会による分析・評価 (保健医療局) 【重点施策 4】	学識経験者と都民で構成される食品安全情報評価委員会において、各種の調査で得られた情報の分析・評価を実施する。その評価結果を踏まえ、ホームページやSNS等により効果的な情報発信を実施する。
17	食品安全条例に基づく安全性調査・措置勧告制度の活用 (保健医療局)	規格基準が定められていないなど、法で対応することが困難な食品等について、健康への悪影響を未然に防止する観点から必要と判断される場合には、食品安全条例に基づき、安全性調査を実施する。調査の結果、改善等が必要と判断される場合には、事業者へ措置の実施について勧告し、公表する。

2-2 生産から販売までの各段階における監視、指導等の充実

食品の生産から販売に至るすべての段階を網羅した監視指導や検査を通じて、食品の安全確保を推進していく施策

No	施策	概要
18	食品安全対策に係る監視指導DXの推進 (保健医療局、産業労働局) 【重点施策 5】	食品等事業者に対する監視指導において、必要な情報をクラウド上で管理し、現場からタブレット端末を通じて安全に閲覧・記録するほか、同端末を用いて職員間の情報連携を円滑に行うなど、効率的な監視指導を実施する。 農業改良普及指導において、タブレット端末や指導記録システムを活用することで、農業者とのコミュニケーションの円滑化や精度の高い病害虫防除の診断等、効率的な指導を実施する。
19	農薬等の生産資材の適正使用に関する指導 (産業労働局)	農薬販売所への立入調査や指導、リーフレットを使用した普及啓発を実施する。 東京都農薬管理指導士の認定事業を通じて、農薬取扱者の資質向上を図る。 普及指導員の巡回指導や相談などにより、農業者の生産技術等の向上を図る。

20	畜産物等の安全対策 (産業労働局)	東京都飼養衛生監視指導計画に基づき、家畜所有者等に対し、家畜ごとに定められた飼養衛生管理基準の内容の普及、疾病の発生状況などを踏まえた指導を行う。また、死亡牛・起立不能牛等の牛海綿状脳症（BSE）検査や豚熱感染予防のために飼育豚への豚熱ワクチン接種及び野生イノシシの経口ワクチン散布を行う。養殖魚の衛生管理指導や養殖場の調査監視等を実施する。
21	と畜場における食肉の安全確保 (保健医療局、中央卸売市場)	と畜場において、食用となる牛豚等について、生きている段階から枝肉までのそれぞれの段階で、と畜検査員が1頭ごとに検査し、疾病や異常のある牛豚等やその肉を排除する。 HACCPに基づく衛生的な、と畜解体作業の実施やと畜場及び市場内食品等事業者に対する衛生指導・助言、施設の改善指導等を通して、食肉の安全確保を図る。
22	地域監視 (保健医療局)	保健所において、地域の食品関係営業施設等に対し、食品の取扱いなど、衛生管理に関する監視指導を実施する。また、食品に関する苦情や食中毒が疑われる事例の発生時に原因調査を行い、必要に応じて原因施設に対する行政措置や再発防止策の指導を行う。
23	広域流通食品に対する監視 (保健医療局)	都内に広く流通する食品の安全を確保するため、大規模製造業や輸入業、卸売市場、倉庫業など製造・流通の拠点となる施設等の監視指導を実施する。 重大な健康被害の発生やそのおそれがある場合には都区市が連携して都内全域を対象に緊急監視を実施する。
24	輸入食品対策 (保健医療局) 【重点施策 6】	健康安全研究センターの輸入食品専門監視班を中心に、輸入業や倉庫業に対する監視指導や輸入食品の残留農薬等の検査を実施する。 輸入事業者の自主管理を推進するため、厚生労働省が示した「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」を活用し、輸入事業者が海外の供給先に対し、食品の製造・加工・保管・輸送などの各段階における衛生管理の確認を適切に実施できるよう指導を行う。

25	「健康食品」対策の強化 (保健医療局、生活文化局) 【重点施策 7】	<p>東京都医師会や東京都薬剤師会等と連携した健康食品による健康被害が疑われる情報の収集体制を拡充する。</p> <p>健康食品による健康被害の発生に備えた検査・分析体制を整備する。</p> <p>パンフレットやホームページ、SNS等を活用し「健康食品」の正しい使い方などに関する普及啓発を強化する。</p> <p>健康への悪影響の未然防止の観点から、市販されている「健康食品」を購入し、表示や医薬品成分等の検査を実施する。</p> <p>健康食品を取り扱う事業者を対象に表示・広告及び販売方法等の適正化を図ることを目的に講習会を開催する。</p>
26	食品等のリコール情報の届出制度の運用 (保健医療局)	食品衛生法及び食品表示法に基づく「食品等のリコール情報の届出制度」について、国と連携しながら適切に運用していく。

2－3 食品の適正表示の推進

法令に基づく表示の指導を徹底するとともに、都民との協働による適正な食品表示の推進を図る施策

No	施策	概要
27	食品の適正表示の推進 (保健医療局、生活文化局) 【重点施策 8】	<p>関係機関と連携し、食品表示法等の各法令・条例に基づく食品表示の周知や指導を実施する。</p> <p>製造業等の事業者を対象に適正な食品表示を推進する核となる人材を育成する。</p>
28	消費生活調査員による調査 (生活文化局、保健医療局)	消費生活調査員が、消費者の視点から都内の小売店等で販売されている食品の表示調査を実施し、その結果を踏まえ都が必要な指導を行うなど、都民との協働による適正表示の推進を図る。

2－4 緊急時の体制の充実

緊急時においても関係者の連携を迅速かつ的確に図り、危機管理対応を適切に実施するための施策

No	施策	概要
29	食品安全対策推進調整会議による体制整備 (各局)	緊急時には、府内の各局連携組織である「食品安全対策推進調整会議」の議長が「緊急連絡会議」を招集し、対策を検討する。 また、緊急時の「食品安全対策推進調整会議」を円滑に運営するため、「食品安全対策推進調整会議幹事会」を毎年度開催し、平時から関係各局間の連携体制を確保する。
30	食品安全に関する健康危機管理体制の確保 (保健医療局) 【重点施策 9】	健康危機管理に関する事件発生時に備え、国や関係自治体間の緊急連絡網を整備するとともに、広域連携協議会等により事件発生時の対応方法や関係機関の連絡・連携体制を確保する。 東京都や特別区、保健所設置市の食品衛生監視員を対象に大規模食中毒の発生を想定した訓練を実施し、緊急時の対応能力の向上を図る。
31	卸売市場内における危機管理対応 (中央卸売市場)	卸売市場における食品に関する事件・事故に際して「食品危害対策マニュアル」に基づき、迅速かつ的確に対応する。

施策の柱3 関係者による相互理解と食の安全に関する情報発信の推進

3－1 情報の発信、意見の交流等の推進

都、事業者、都民の相互理解と協力に基づく、安全確保対策を推進するための施策

No	施策	概要
32	食品の安全に関する普及啓発・情報提供 (各局)	食品の安全に関する普及啓発資材、各局のホームページ、SNS、報道機関への公表など様々な媒体を通じて、食品の安全や安全対策に関する情報を適切に分かりやすく都民・事業者に提供する。
33	外国人への情報発信 (保健医療局)	ホームページ等を活用し、訪都外国人や外国人従事者に対し、我が国の衛生管理に係る制度等の理解を促すことにより、保健所等の調査や指導が円滑に実施できるよう、食品安全に関する情報発信を行う。
34	食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進 (各局) 【重点施策10】	関係者による意見交換の場の充実を図り、消費者、事業者、行政など多くの関係者の間で、食中毒等食品の安全に関する様々なテーマについて情報や意見の交流を推進し、相互理解を図る。
35	総合的な食物アレルギー対策の推進 (保健医療局、教育庁) 【重点施策11】	食品の製造や調理を行う施設に対して、意図しないアレルゲンの混入防止のための技術指導や注意喚起表示を含む適正表示を行うための指導を行う。 飲食店が利用客に対してアレルギー物質等の情報提供が適切に行えるよう飲食店の取組を支援する。 学校・保育所等において食物アレルギーを持つ子供の日常生活管理や症状が出現した際の緊急時対応などの研修を行う。

3－2 教育・学習の推進

都民が情報を必要とするときに、正確な情報を入手できる環境の整備に関する施策

No	施策	概要
36	食品の安全に関する食育の推進 (各局)	東京都食育推進計画の取組を着実に推進し、学校教育や食育体験など食品の安全に関する教育・学習の機会を提供する。
37	都民の自主的な学習に対する支援 (各局)	食品の安全に対する都民の意識の向上を図るため、都民が自主的に学習する際の各種教材や学習する場を提供する。

3－3 都民及び事業者の意見の反映

関係者の理解と協力に基づく安全確保を進めるために、科学的な評価のもと、都民や事業者の意見を踏まえた食品の安全確保対策を実施するための施策

No	施策	概要
38	食品の安全に関する審議会等への都民・事業者の意見の反映 (保健医療局)	食品安全審議会や各保健所の地域保健医療協議会、食品衛生推進会議で食品の安全確保に関する施策について、都民や事業者の意見等を踏まえた審議を実施する。 計画の策定等にあたり、パブリックコメントを実施し、より多くの都民・事業者の意見反映を図る。
39	都民・事業者が意見・要望を申し出る機会の確保 (各局)	消費生活条例に基づく「申出」の中で、食品の安全に関する内容について適切な調査を行い、必要に応じて施策に反映する。 全庁的な広聴事業を通して、都民から寄せられた都政に関する提言、意見・要望等について、各局において検討するとともに、その回答などを通じて、都民の理解と協力の推進を図る。
40	相談等への適切な対応 (各局)	保健所や消費生活センター等に都民から寄せられる苦情や相談等について、関係機関と連携し適切に調査を実施する。また、調査結果を都民に分かりやすく説明するなど、都民の理解と協力の推進を図る。

施策の基盤 安全を確保する施策の基盤づくり

4－1 人材の育成

食品安全に関する新たな課題に適切に対応するために、食品の安全対策に関する知識、技術等を持った人材を育成するための施策

No	施策	概要
41	食品安全に関わる人材の計画的な育成 (保健医療局)	食品安全監視員をはじめとする食品安全に関わる人材に対し、最新の知識や技術などに関する情報を付与する技術講習会や専門研修の実施、各種研修会等への派遣により、資質の向上を図る。
42	災害発生時の食品衛生対策に係る人材の計画的な育成 (保健医療局) 【重点施策 12】	食品衛生監視員が災害発生時に食品衛生対策を実行するための具体的な対応マニュアルを作成する。また、作成したマニュアルをもとに訓練を実施し、実効的な人材育成を実施する。

4－2 基盤となる調査研究・技術開発

検査分析法の開発など食品の安全確保対策の基礎となる研究・技術開発を推進するための施策

No	施策	概要
43	食品安全確保のための生産・製造技術の開発 (産業労働局)	農林総合研究センターにおいて残留農薬低減など、食品安全に係る生産技術の開発に関する研究を推進する。 都立産業技術研究センターにおいて、食品技術と工業技術の相乗により、フードテックなど成長が見込まれる開発分野における中小企業の新製品・新技術開発を促進する。
44	試験検査法の開発・改良 (保健医療局)	検査法が確立されていない物質について分析方法を開発するなど、試験検査法の開発・改良を実施する。 試験検査の適切な精度管理を行い、検査結果の信頼性を確保する。
45	食品安全に関する基礎研究の推進 (保健医療局)	健康安全研究センターにおいて、研究を推進し、その成果について、学会発表等を通じて広く公表するとともに、必要に応じて安全確保施策へ反映する。

4－3 区市町村、国等との連携等

他自治体や国などの関係機関と定期的な情報交換を行うことにより、広域的な連携を強化するための施策

No	施策	概要
46	食品衛生に関する自治体間の広域的連携の推進 (保健医療局)	全国食品衛生主管課長連絡協議会や全国肉衛生検査所協議会、全国市場食品衛生検査所協議会などの組織を活用し、食品衛生に関する定期的な情報交換等を実施する。
47	食品衛生に関する特別区及び保健所設置市との連携協力の推進 (保健医療局)	特別区、八王子市及び町田市との関係において、都区協議及び都市協議に基づく連携協力体制を維持し、製造、販売段階における食品の安全確保対策について、都区市一体となった取組を推進する。
48	消費生活施策に関する自治体連携 (生活文化局)	消費生活に関する施策の相互の緊密な連携を確保するため、全国や区市町村の消費者行政担当課長会などの組織を活用し、定期的な情報交換等を実施する。
49	国や関係機関との連携、国への提案要求 (保健医療局)	食品に係る違反処理等において、国や関係機関との情報交換を密に行い、適切な対応を図る。 食品の規格基準の設定や輸入食品対策の充実強化、表示制度等について、必要に応じて国への提案要求を行う。

第3節 重点施策

1 重点施策の選定の考え方

食品の安全確保のためには、「基本施策」を着実かつ継続的に実施していくことが求められる。

同時に第1章第2節で示した食品の安全確保に関する現在の課題に対応するための施策を特に重点的に取り組むべき施策として「重点施策」と位置づけ、迅速・的確に対応していく必要がある。

2 重点施策の内容

<重点施策1> G A P認証制度の推進

食の安全・安心の確保のためには、食品流通の出発点である生産段階において、生産工程管理を促進する取組が重要である。

農産物の生産段階のリスクとして、異物混入や農薬の不適切な使用など食品安全に関するリスクのほか、環境保全や労働安全など様々なリスクが存在している。生産上の危害をあらかじめ特定し、それらに対する対応策を確実に実行することで、リスクを低減し、より安全性の高い農産物の生産が可能となる。

また、SDGsへの世界的な関心が高まる中、環境保全や人権保護等への配慮が重要な行動規範として浸透していることを踏まえると、食品安全、環境保全、労働安全、経営管理、人権保護の5分野から構成される「国際水準GAPガイドライン」に準拠したGAP認証の推進が必要である。

さらに、認証制度のPRと認証を受けた農産物の流通を拡大することにより、消費者がより安心して農産物を購入することができるようにするため、国際水準に対応した新東京都GAPの取組を推進する必要がある。

【具体的な事項】

- ・セミナーの開催等による新東京都GAP認証取得及び維持の支援
- ・ホームページや冊子、販売イベントなどを活用した消費者へのPR
- ・認証農産物の小売店における販売や農園ツアーの開催など、認証農産物の流通拡大の支援

<重点施策2> HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進

食品衛生法では、全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理が義務付けられている。

新型コロナウイルスの感染症流行の影響により、飲食店の営業時間短縮等の対応が取られる中、食中毒の発生件数は減少したが、アフターコロナにおける社会活動の回復に伴い食中毒の発生件数が増加に転じていることから、あらためて、飲食店等における衛生管理の徹底が求められる。食中毒等の危害を未然に防ぐために、食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を導入するための支援が必要である。

また、HACCPに沿った衛生管理は、PDCAサイクルを回しながら継続的に取り組むことで、より効果を発揮するため、既にHACCPに沿った衛生管理を実施している食品等事業者がその取組を着実に継続するための支援が必要である。

さらに、HACCPに沿った衛生管理の定着を効果的に進めるため、人材の育成を行っていく必要がある。

【具体的な事項】

- ・衛生管理計画の作成や記録を補助するためのツールの提供や窓口相談など新規事業者のHACCP導入を支援
- ・各種支援資材をホームページに掲載するなどHACCP定着に向けた支援
- ・取組事例を広く事業者間で共有する機会を設けるなど事業者のHACCPのレベルアップに向けた支援
- ・事業者がHACCPを円滑に運用するための核となる人材育成の支援
- ・事業者のHACCP支援を効果的に行うための監視員の計画的な育成

<重点施策3> 多様化する食の提供方法における衛生管理向上への取組の推進

子ども食堂や小規模な児童福祉施設など、食品衛生法による許可や届出を要しない施設は増加傾向にある。このような施設であっても、食中毒の発生リスクはこれら以外の施設と何ら変わらないことを踏まえると、これらの施設における衛生管理水準を確保するための取組が必要である。

テイクアウト・デリバリーは、新型コロナウイルス感染症の大流行を契機として定着した比較的新しい食の提供方法であり、このような新たな方法に特化した衛生管理の普及は、不十分である可能性が高い。

平成27年9月に国連の「持続可能な開発サミット」で採択された2016年から2030年までの国際目標、いわゆるSDGsにおいて、食料廃棄の減少に関する目標が設定された。我が国においても、2030年度までに2000年度比で食品ロス量を半減させるという目標が設定され、国において令和6年12月に「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」が策定された。今後、食べ残しの持ち帰りを実施する飲食店が増加することが考えられる。

【具体的な事項】

- ・小規模給食等の運営者やテイクアウト・デリバリーを実施する飲食店に対して、普及啓発資材を活用した衛生管理に関する情報提供や監視指導
- ・食べ残し持ち帰りを実施する飲食店に対して、衛生的な取扱い等に関する情報提供や監視指導を実施するほか、都民に対する普及啓発

<重点施策4> 食品安全情報評価委員会による分析・評価

食品による健康への悪影響を未然に防止するためには、まず都自らが食品の安全に関する情報を継続的に収集・分析し、科学的知見に基づき評価した上で、その結果を速やかに施策へ反映させることや、これらの経過を分かりやすく都民に提供することが求められる。

このため、都は、学術情報や海外情報など、食品の安全に関する情報を広く積極的に収集し、得られた情報の信頼性や都民に対する情報提供の必要性等について、知事の附属機関である食品安全情報評価委員会の分析・評価を経て、より分かりやすく的確かつ効率的に都民等に情報を発信していくべきである。

【具体的な事項】

- ・海外情報など食品安全に関する情報の収集
- ・食品安全情報評価委員会による情報の分析・評価
- ・分析を踏まえた都民等への情報発信

<重点施策5> 食品安全対策に係る監視指導DXの推進

我が国では、平成30年12月に経済産業省が策定した「デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するためのガイドライン」を契機に様々な分野でDXが進んでいる。都においては、都政が直面する様々な課題を克服し、東京の目指す未来を切り拓いていくために、デジタルの力を最大限活用すべく、令和元年8月に「TOKYO Data Highway 基本戦略」を策定し、取組が進められてきた。令和3年には東京デジタルファースト条例の施行や「東京デジタルファースト推進計画」の策定など、全庁的にDXが推し進められている。

このような中、今後、効率的に食品の安全確保策を推進していくためには、生産から消費に至る各段階の監視指導においても、デジタル技術を活用した体制を構築していく必要がある。

【具体的な事項】

- ・指導記録など厳重な管理が必要な情報を現場で安全に確認するなど、タブレット端末を活用した監視指導
- ・緊急時における職場等との迅速な情報共有の実施
- ・監視指導により蓄積したデータの分析結果に基づいた普及啓発

<重点施策6> 輸入食品対策

食品流通のグローバル化の進展、消費者ニーズの多様化などを背景に、輸入食品の届出件数は増加傾向にある。輸入食品に対する都民の不安は依然として存在し、令和6年度に実施した都政モニターアンケートにおいて、食品の安全性をより確保するために都が取り組むべきこととして、輸入食品に対する監視指導や検査の充実を選択した割合が約4割を占めていたことから、輸入食品対策の更なる充実が求められている。

輸入食品の安全確保については、国の水際での対策が一義的であることは言うまでもないが、通関・都内流通後は、都で設置している専門監視班を中心として、都内の輸入業、輸入食品の倉庫業などに対して重点的な監視指導を実施することが、最も効率的かつ効果的である。

また、監視指導の際には、国からの情報も含めた最新の海外情報等を踏まえ、適切な対応を取ることが肝要である。

さらに、輸入食品の安全確保のためには、輸入事業者自らが行う自主的な衛生管理の推進を図ることも重要である。違反事例や関係法令に関する最新情報の提供を目的とした輸入事業者を対象とする講習会を開催するなど、輸入事業者の自主管理を支援する施策を継続的に実施していくべきである。

【具体的な事項】

- ・輸入事業者等に対する輸入食品監視班による監視の実施
- ・輸入食品の残留農薬や食品添加物などの検査を実施
- ・輸入食品を取り扱う食品関係事業者を対象にした講習会の開催
- ・自主管理に関する点検票を活用するなど輸入事業者の自主管理の支援

<重点施策7> 「健康食品」対策の強化

都はこれまでの健康食品を原因とする健康被害事例や表示・広告の問題を踏まえ、製造業者に対する監視指導、市販の健康食品を対象とした医薬品成分の検査及び表示・広告の確認、東京都医師会や東京都薬剤師会と連携した健康食品による健康被害が疑われる情報の収集・分析など、健康食品による健康被害の未然防止や拡大防止に向けた様々な取組を実施してきた。

令和6年、都内の大規模病院において紅麹を含む健康食品を喫食した消費者の腎障害事例が複数把握されたことを端緒に、当該健康食品を原因とした健康被害が全国的に発生していることが明らかとなった。本事例では、製造工場内の青カビが紅麹の培養基へ意図せず混入し、腎障害を引き起こすペルル酸を產生したことが、健康被害発生の原因とされている。

都は、これまでの取組に加え、本事例で見られた課題を整理し、その対応策を講ずることで、健康食品による健康被害の未然防止や拡大防止に向けた取組をより一層推進していく必要がある。

【具体的な事項】

- ・東京都医師会や東京都薬剤師会との連携した健康被害情報の収集に加え、大規模病院と連携した健康被害情報の収集を実施
- ・高精度測定機器を導入し、有害物質を効率的に探索できる検査手法を開発するなど健康食品中の有害物質を原因とする健康被害の発生に備えた検査・分析体制を確保
- ・健康食品の使用を医師や薬剤師に伝えることを促す動画など「健康食品」の正しい使い方などに関する普及啓発を実施
- ・市場に流通する健康食品の医薬品成分検査や、培養または濃縮工程がある製品の検査、表示・広告の調査
- ・健康食品を取り扱う事業者を対象に、表示・広告及び販売方法等の適正化を図ることを目的とした講習会の開催

<重点施策8> 食品の適正表示の推進

食品表示は、その食品の品質や健康被害の防止に関する情報を都民に正しく提供するという重要な役割を果たしている。適切な食品表示によって事業者から都民へ正確な情報を提供することで、都民が食品に対する理解を深め、合理的な商品選択ができる環境づくりを進めることが可能となる。

一方、食品表示制度については、個別品目ごとの表示ルールの見直しのほか、これまでにも機能性表示食品の表示方法等の改正や特定原材料等の改正など頻繁な基準改正が行われている。

都は、このような食品表示制度の特性を踏まえ、消費者庁を中心とする関係機関や他自治体、関係各局と連携を図りながら、食品表示の相談や監視指導により、適正表示を推進していく必要がある。

また、食品を取り扱う事業者が表示の重要性を認識し、関係法令の理解を深めて正しい表示に取り組めるよう支援していくことが重要である。

【具体的な事項】

- ・食品表示監視協議会の開催など、関係機関との連携
- ・表示制度に対する相談対応や監視指導を実施
- ・DNA分析等による食品表示の科学的検証の実施
- ・適正な食品表示を推進する核となる適正表示推進者の育成

<重点施策9> 食品安全に関する健康危機管理体制の確保

食品による広域的・大規模な健康被害の発生時には、関係各局が連携し、国や他自治体など関係機関との協力の下、健康被害の拡大防止及び再発防止を図る必要がある。

そのような広域的な健康被害発生時に、迅速かつ適切に関係機関と連携した危機管理対応を行うためには、平常時から関係機関との協力体制を構築するとともに、有事を想定した危機管理訓練を実施し、実践的な危機管理対応力の維持向上を図ることが重要である。

【具体的な事項】

- ・広域連携協議会等を活用した関係機関との連携体制の構築
- ・大規模食中毒等を想定した訓練の実施

<重点施策10> 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進

食品流通のグローバル化や食品の生産・加工技術の開発に伴い、食品に新たなリスクが顕在化することがある。このようなリスクも含めた食品の安全確保について、都民、事業者及び行政が相互の取組を正しく理解し、協力し合うことは重要である。こうした関係を築いていくため、関係者が、それぞれの考え方や取組を情報交換し意見交流を行う、リスクコミュニケーションをより活発に行っていくべきである。

また、食品安全に関する新規性のあるテーマに限らず、食中毒等の身近なリスクや予防について正しく理解できるよう、ホームページや啓発資材、体験型セミナーなどを用いて、情報を受け止める対象者を考慮した、分かりやすい情報提供の充実を図っていく必要がある。

リスクコミュニケーションの手法については、ライフステージ等を考慮して検討する必要がある。

【具体的な事項】

- ・参加型のイベントやシンポジウムの開催などによる関係者の活発な意見交換
- ・児童等対象に応じた体験型啓発の実施
- ・若年層向けWebコンテンツなどライフステージを考慮したホームページやSNS、啓発資材による情報提供の充実

<重点施策11> 総合的な食物アレルギー対策の推進

食物アレルギーは、生命に危険を及ぼすことのあるアナフィラキシーショックを起こすことがある。都は、食物アレルギーを持つ都民が安心して食品を選択することができるよう、食品の製造段階において適正な表示がされるよう、適切に監視指導を実施していく必要がある。また、飲食店におけるアレルゲン情報の適切な提供を支援するなど、アレルギーを持つ都民が安心して生活できる環境づくりを進める必要がある。

食物アレルギーを持つ児童等の日常管理や食物アレルギー症状発生時の緊急時対応などについては、学校や保育所、幼稚園等への普及を、関係各局が連携して進めることが必要である。

【具体的な事項】

- ・食品の製造・調理段階でのアレルギー物質混入防止に向けた技術指導
- ・飲食店等に対する利用者への食物アレルギーの情報提供の支援
- ・学校、保育所、幼稚園等におけるアレルギー疾患の相談等に係る人材の育成

<重点施策12> 災害発生時の食品衛生対策に係る人材の計画的な育成

政府地震調査研究推進本部は、首都直下地震で想定されるM7程度の地震の30年以内の発生確率を70%程度と予測している。

また、東京都防災会議が令和4年5月にとりまとめた「首都直下地震などによる東京の被害想定」によると、M7程度の首都直下地震が発生した場合、最大で停電率9.1%、上水道断水率26.4%、下水道被害率4.0%、ガス供給停止率24.3%であり、復旧までに要する期間がそれぞれ約4日、約17日、約21日、約6週間とのことである。

災害時の限られたライフライン環境において、食中毒の予防対策が重要なことは言うまでもなく、食品衛生監視員には、その役割を果たすことが強く期待される。しかしながら、そのような状況における食品衛生対策については、情報の蓄積が少なく、具体的な活動指針となるものはない。このため、災害発生時に迅速・適切に食品衛生監視員が食品衛生対策を実行できる具体的な対応マニュアル作成等体制を整備する必要がある。

また、作成したマニュアルをもとに、災害発生時に適切に食品衛生対策を実施できる食品衛生監視員の育成も必要である。

【具体的な事項】

- ・過去の事例を踏まえた災害発生時の食品衛生マニュアルの作成
- ・作成した食品衛生マニュアルを活用した人材育成

第3章 推進計画に掲げる施策の実施に向けた考え方

推進計画の施策を計画的かつ総合的に進めるためには、都における推進体制を確立するとともに、実施状況を定期的に確認し、適切に進行管理を図っていく必要がある。

このため、次期推進計画を実施するに当たり、以下のとおり留意すべき事項を示す。

第1節 施策の推進体制

都として食品の安全確保に係る施策を総合的かつ計画的に推進するためには、関係各局の適切な連携を図っていくことが最も重要である。このため、平成15年に設置された食品安全対策推進調整会議の一層の活用を図り、全庁的な食品の安全・安心の向上を図るための取組を積極的に推進していくことが重要である。

また、都内に流通する食品の多くは海外や道府県で生産・製造されたものである。関係各局が国や他自治体との連携を強化し、都外の生産・製造の現場に関する情報等を積極的に収集して、都における生産から消費に至るまでの一貫した食品の安全確保対策に活用することが求められている。

さらに、都民、事業者など関係者の意見を反映した施策を進めていくために、食品安全条例に定める知事の附属機関である食品安全審議会からの意見や提言を活用することや、食品安全情報評価委員会における情報の分析・評価を踏まえ、適切な未然防止策を推進していくことなどが必要である。

第2節 施策の実施と計画の見直し

次期推進計画を着実に推進していくために、第2章に掲げた重点施策を中心に、その進捗状況等を、計画の推進に関与する全ての人たちが把握し、適切な点検と進行管理を行っていくことが必要である。これらの進捗状況は、年度ごとに審議会に報告し、審議会から意見を聞くとともに、都民にも広く公表すべきである。

食品の安全に関する問題は、推進計画の改定時点では十分に認識されていない新たなリスクが途中段階で顕在化したり、より高度な製造技術の進展やより

迅速かつ微量な分析を可能とする検査法の開発など、科学技術の進歩や国内外の諸状況によって大きく変化する。

このため、このような変化や課題が想定を超えて大きい場合には、計画の途中段階であっても、食品安全条例の規定に基づき、必要に応じて推進計画の見直しを検討すべきである。

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな生活を営む上で、最も重要な事項である。都は本報告に示された考え方に基づき、全庁的な推進体制の充実を図り、食の安全を取り巻く状況を十分に考慮して、次期推進計画を策定し、着実に実施する必要がある。

のことにより、食品安全条例の目的である「現在及び将来の都民の健康保護を図る」ことにつながると考える。